

お知らせ 市民課からののお知らせ

【重要】住民基本台帳カードを利用している人へ

住民基本台帳カードを利用した電子証明書の新規発行および更新は、平成27年12月22日に終了しています。

e-Tax (国税電子申告・納税システム)の利用を希望する人で既に電子証明書が失効している人、またはe-Taxを利用するまでに電子証明書の有効期間が満了となる人は、マイナンバー(個人番号)カード(無料)の交付申請を行ってください。

マイナンバー(個人番号)カードの交付申請

①マイナンバー(個人番号)通知カードと一緒に送付された申請書に記入し、規定の写真を貼って送付してください(郵便申請の場合の例)。

【送付先】〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号「地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書 受付センター」宛て

②後日市民課から「受け取りのご案内」を送付しますので、窓口でマイナンバー(個人番号)カードを受け取ってください。

※マイナンバー(個人番号)カードの受け取りまでに、1か月以上かかる場合があります。確定申告の時期に間に合うよう早めの申請をお願いします。

※マイナンバー(個人番号)カードの申請書が無い場合、またはお持ちの申請書に記載されている氏名・住所等に誤りがある場合や引っ越しなどによる変更がある場合には、その申請書は使用できません。市民課へご相談ください。



住民票の写し等の「本人通知制度」 事前登録受け付け中

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐことを目的として、住民票の写し、戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したときに、事前登録した人に交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。

通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別、通数、交付請求者の種別(代理人・第三者)

登録手続き 運転免許証、パスポートなどの本人確認ができるものをお持ちの上、各出張所または直接下記へ

住民票の写しの広域交付の請求

住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、全国どこの市区町村の窓口でも本人や世帯の住民票の写しの交付を受けることができます。

広域交付した住民票の写しは、本籍地・筆頭者名や住民登録のある市区町村内での住所異動の履歴の記載はありません。なお、転出、死亡等で除かれた住民票の写しは交付できません。

請求できる人 本人または同じ世帯の人
※代理人での請求はできません。

持ち物 マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等の写真付きの本人確認ができるもの
※上記のものをお持ちでない場合には、請求ができません。

手数料 1通200円(日高市で発行する場合)

※請求する市区町村によって異なります。

※市内の各出張所では、広域交付の請求ができません。

問い合わせ 市民課市民担当(1階②番窓口)

イベント 出会いの場を提供します！「ダイア♡コン」

埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)男女共同参画部会では、日高市・飯能市・狭山市・入間市・所沢市の5市共同で、結婚を希望している皆さんに出会いの場を提供します！男女共同参画に関するセミナーも同時に開催します。

日時 12月2日(日) 午後5時～8時30分

場所 所沢航空記念公園内所沢航空発祥記念館「エコトコファーマーズカフェ」(西武新宿線航空公園駅下車)

対象 25～40歳の独身男女

人数 各市20人(抽選)

費用 2,000円(当日集金)

申し込み 10月10日(水)から25日(木)までに、氏名(ふりがな)・年齢・性別・住所・電話番号・メールアドレスを電話または電子メールで下記へ

※他市と重複して申し込みはできません。

※結果は後日連絡します。

問い合わせ 総務課市民活動

・人権推進担当

☒link@city.hidaka.lg.jp

